

○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）

（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（有害物質貯蔵指定施設）

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

（報告及び検査）

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場の設置者（当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、污水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者（前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定

現 行

（報告及び検査）

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、污水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第八号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壤及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4
第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第二項に規定する特定施設又は指定施設に關しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第四項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に行うものとする。

5 |

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、当該特定事業場の敷地内の土壤及び地下水並びに關係帳簿書類を検査させることができる。

3 | 第一項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第二項に規定する特定施設に関しては、法第十二条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

4 |

(略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の

二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 （略）

二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十
三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項
、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定によ
る命令に関する事務

三 （略）

四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する
事務

五〇十一 （略）

二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十
三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項
及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十
三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項
及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

三 （略）

四 法第十三条の三の規定による指導、助言及び勧告に関する
事務

五〇十一 （略）